

大洲市週休2日確保工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、大洲市(以下「発注者」という。)が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

現場着手日(工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日)から工事完了日(後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日)までの期間をいう。

なお、年末年始(12月29日～1月3日)6日間、夏季休暇(土日除く)3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 週休2日の達成判断

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、大洲市建設工事等発注標準のA等級以上の工事の中から発注者が選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事(災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等)
- (2) 現場条件又は対象期間の制約が厳しい工事
- (3) 対象期間のうち、実作業日数が1週間未満の工事
- (4) その他週休2日の確保に取り組むことが適当でないと認められる工事

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者(以下「受注者」という。)は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替えを行うことができる。
- 3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。
 - (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
 - (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
 - (3) 発注者の指示によるもの。
- 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、第3条により週休2日確保工事の対象とした工事は、設計図書に特記仕様書(別紙1)を添付し、対象工事であることを明示するものとする。

2 週休2日確保工事の発注方式は、契約後、受注者の希望により週休2日確保工事を実施する受注者希望型とする。

3 その他実施に当たっては、特記仕様書により行うものとする。

(工事成績評定)

第6条 通期の週休2日確保を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点評価を行う。

(留意事項)

第7条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。

(2) 施工箇所が点在する対象工事の場合、工事全体として判断する。

(3) 現場閉所率は少数第1位までとし、少数第2位を四捨五入とする。

(入札公告)

第8条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別紙1(第5条関係)

大洲市週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書

(対象)

第1条 本工事は、大洲市週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

(実施協議)

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、現場着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

(1)異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2)現場見学会等、現場を公開するもの。

(3)発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 工事請負契約約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、施工計画書に週休2日確保工事について記載しなければならない。

3 受注者は、現場着手日までに「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し確認を受けらるものとする。

4 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。

5 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

6 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

7 受注者は、現場作業がすべて完了した後、「週休2日確保工事履行報告書」(様式2)を作成のうえ監督員に提出しなければならない。

8 受注者は、工事日報、KY活動日誌等を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

9 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し監督員に通知しなければならない。

(その他)

第5条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

様式2

提出日 年 月 日

(提出先)大洲市長

週休2日確保工事履行報告書

受注者

次のとおり、週休2日確保工事の実施結果を報告します。

工事名	
工期	
対象日数	
現場閉所日	
現場閉所率	